

(非公式訳)

投資委員会布告

第 5 / 2562 号

件名：訓練の促進措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2 / 2557 号「投資奨励政策及び基準」、及び仏暦 2560 年（2017 年）3 月 14 日付投資委員会布告第 2 / 2560 号「メリットによる追加恩典 (Merit-based incentives) の改定」に引き続き、

事業者は労働者のスキルを継続的に向上させることを促進するため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条及び第 31 条の権限に基づき、投資委員会は投資委員会布告第 2/2557 号の第 9.2.1 項にて、メリットによる追加恩典 (Merit-based incentives) の改定を下記通りに発布する。

第 1 項 最低投資額・支出の条件を指定せずに、人材開発に関する投資・支出は法人所得税免除の上限額に加算される。但し、下記通りに投資・支出がある場合に限る。

1.1 スキル・技術・イノベーション開発のための職業訓練または研修

(1) 科学技術分野の学生向けのスキル・技術・イノベーション開発のための職業訓練または研修の実施であり、投資委員会が同意した職業統合学習 (WiL) ・デュアル職業訓練・共同教育のプログラムを指す。

(2) 法人所得税免除恩典の免税額に、投資金額（土地代及び運転資金を除く）及び/または投資委員会が同意した職業訓練における支出の 100% の金額を追加する。

1.2 高度技術訓練 (Advanced Technology Training)

(1) 高度技術訓練とは投資委員会事務局が同意したもの、又は高等教育・科学・研究・イノベーション省 (MHESI) もしくは東部経済回廊地域 (EEC) にある教育機関の場合は東部経済回廊政策委員会事務局 (EECO) が認証した対象の高度技術又は特殊なスキルの訓練を言う。訓練は社内・社外を問わないが、国内で実施されたものに限る。そして、産業界の需要に応えるカリキュラムでなければならない。

ประกาศ กกท. ที่ 5-2562 เรื่อง มาตรการสนับสนุนการฝึกอบรม

(2) 法人所得税免除恩典の免税額に、投資金額（土地代および運転資金を除く）及び/または投資委員会が同意した高度技術訓練における支出の 200%の金額を追加する。

第 2 項 本措置に基づく投資奨励申請は仏暦 2564 年（2021 年）12 月 30 日までに提出すること。

尚、仏暦 2562 年（2019 年）9 月 20 日より有効とする。

公布日: 仏暦 2562 年（2019 年）10 月 28 日

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長